

## 令和2年度 勤務条件等説明書

三重県教育委員会  
亀山市教育委員会

### 1 任期

- 採用日から6月以内とします。(育休補充のための講師等、一部を除きます。)
- 任用更新は1回に限り、6月以内の期間を定めて行う場合があります。

例 (当初の任期)

当該年度の4月1日から9月30日まで

(任用更新時の任期)

当該年度の10月1日から3月31日まで

### 2 再度の任用の有無

有 (条件有)

講師・養護助教諭は、教育職員免許状を有することが求められることから、相当の免許状を有することが求められる職としての従前の勤務実績や面接等を踏まえ、再度の任用を行う場合があります。

### 3 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する業務の予算の状況等により判断します。

### 4 職務の内容

- 講師は、教諭に準ずる職務に従事するものです。
- 養護助教諭は、養護教諭に準ずる職務に従事するものです。

### 5 資格等

- 校種・教科、職種に応じた有効な教育職員免許状を有する人
- 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない人

### 6 勤務形態

常勤 (原則として8:30から17:00)

### 7 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

### 8 給料及び手当

給料	各年度の任用時に、中学校・小学校教育職給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定 (昇給なし)。令和2年度は1級57号給が上限。 ①大卒者 中小教1級25号給 給料月額 206,700円 教職調整額 8,268円 ②短大卒者 中小教1級15号給 給料月額 185,500円 教職調整額 7,420円 ～ 中小教1級57号給 給料月額 255,800円 教職調整額 10,232円 ※特別支援教育に直接従事することを本務とする場合には給料の調整額を支給
----	--

手当	地域手当 通勤手当 住居手当 期末・勤勉手当 退職手当 その他手当	給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）の4.6%相当額を支給 自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～） 公共交通機関の場合：定期券・回数券相当額を支給（上限 月65,000円） 賃貸住宅の場合：規定に基づき、月27,000円を上限に支給 年2回（6月及び12月） 4.5月分に在職期間割合を乗じた額 6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する 条例第3条第2項の退職手当を支給 扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当等、夜間勤務手当、 宿日直手当及び義務教育等教員特別手当を規定に基づき支給
給料締切日	毎月末	
支給日	毎月21日（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）（この日が休日の場合はその前日）	
支払方法	口座振込	

## 9 休暇

年次有給休暇 県の規定により付与  
例：在職期間5月を超え6月に達するまでの期間について10日付与  
なお、再度、任用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるものとします。

その他有給休暇等 県の規定により付与  
忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

## 10 退職

- ・ 任用期間が満了又は死亡した場合は、別に発令されることなく退職となります。
- ・ 辞職の申出は、所定の様式により原則30日前に書面により行うものとします。

## 11 服務規程

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

## 12 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ・ 公立学校共済組合（健康保険、年金）に加入することになります。
- ・ 地方公務員法第22条の3第1項による臨時的任用職員として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局 市町教育支援・人事担当 059-224-2966  
亀山市教育委員会 TEL0595-84-5075